

法人名 社会医療法人 明和会
所在地 秋田市南通みその町3番15号

財 産 目 録

(平成31年3月31日現在)

1 資 産 額	15,715,343 千円
2 負 債 額	13,593,951 千円
3 純 資 産 額	2,121,392 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,284,792
B 固 定 資 産	9,430,551
C 資 産 合 計 (A + B)	15,715,343
D 負 債 合 計	13,593,951
E 純 資 産 (C - D)	2,121,392

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借))

貸 借 対 照 表

〔平成31年3月31日現在〕

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	6,284,792	I 流動負債	3,839,956
現金及び預金	3,663,527	買掛金	837,964
事業未収金	2,516,716	短期借入金	945,000
たな卸資産	158,097	1年以内返済長期借入金	311,776
前払費用	6,066	1年以内返済その他固定負債	452,121
貸倒引当金	△ 62,000	未払金	887,840
その他の流動資産	2,386	未払費用	5,548
II 固定資産	9,430,551	未払法人税等	1,000
1 有形固定資産	8,948,517	未払消費税等	9,680
建物	4,987,610	預り金	112,567
構築物	89,745	賞与引当金	264,000
医療用器械備品	623,511	その他の流動負債	12,460
その他の器械備品	98,622	II 固定負債	9,753,995
車輜	36,527	長期借入金	5,637,752
土地	3,112,502	退職給付引当金	3,223,012
2 無形固定資産	110,285	その他固定負債	893,231
地上権	6,677	負債合計	13,593,951
ソフトウェア	103,282		
その他の無形固定資産	326	純資産の部	
3 その他の資産	371,749	科 目	金 額
長期貸付金	296,800	I 積立金	2,121,392
役員等長期貸付金	20,550	圧縮積立金	402,737
貸倒引当金	△ 2,000	別途積立金	65,000
その他の固定資産	56,399	繰越利益積立金	1,653,655
		純資産合計	2,121,392
資産の計	15,715,343	負債・純資産の合計	15,715,343

損 益 計 算 書

〔自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日〕

(単位:千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		13,680,133
2 事業費用		
(1) 事業費	13,160,070	
(2) 本部費	445,498	13,605,568
本来業務事業利益		74,565
B 付帯業務事業損益		
1 事業収益		507,216
2 事業費用		536,293
付帯業務事業損失		29,077
事業利益		45,488
II 事業外収益		
受取利息	364	
その他の事業外収益	170,738	171,102
III 事業外費用		
支払利息	163,256	
その他の事業外費用	47,612	210,868
経常利益		5,722
IV 特別利益		
固定資産売却益	206	206
V 特別損失		
固定資産除却損	6,269	6,269
その他特別損失	195,441	195,441
税引前当期損失		195,782
法人税・住民税及び事業税		965
当期損失		196,747

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・棚卸資産 最終先入原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

- ①平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物
 - ・定額法を採用しております。

- ②上記以外の有形固定資産
 - ・定率法によっております。

- ③所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
 - ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

○無形固定資産

- ・定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

○貸倒引当金

- ・売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性をを検討し、回収不能見込額を計上しております。

○賞与引当金

- ・当法人は、従業員の賞与の支給に充てるため、当会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

○退職給付に係る会計方針

- ・職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。会計基準適用時差異は、15年の定額法により按分した額を費用処理しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

- 税抜き方式で処理しております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①補助金の会計処理方法

○固定資産の取得に係るもの

- ・積立金経理により、圧縮記帳しております。

○運営費補助金

- ・補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

6 担保に供されている資産の種類及び金額

建物	3,656,809千円
土地	1,832,770千円
計	5,489,579千円

7 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①基本財産

(単位:千円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
中通総合病院 新築事業基金	31,097	0	0	31,097

②賃貸借処理をしたファイナンスリース取引

(単位:千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
ソフトウェア	11,533	4,078
医療用器械備品	37,595	27,570
車両	21,288	10,347
その他器械備品	17,723	8,775
計	88,139	50,770

③退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高及び処理年数

・未処理残高

(単位:千円)

	前期末残高	当期費用処理額	当期末未処理残高
未処理残高	2,931,555	195,437	2,736,118

・処理年数 15年

④有形固定資産の減価償却累計額の総額

(単位:千円)

科目	前期末累計額	増加	減少	当期末累計額
建物	7,014,733	322,791	▲ 70,710	7,266,814
構築物	216,421	13,633	0	230,054
医療用器械備品	1,981,681	249,916	▲ 129,474	2,102,123
その他器械備品	593,720	54,205	▲ 11,111	636,814
車両	50,622	11,011	▲ 1,049	60,584

⑤リース資産の内容

(単位:千円)

リース資産	金額
リース医療用器械	512,191
リース車両	35,560
リースその他器械	31,877
リースソフトウェア	91,945

監事監査報告書

社会医療法人 明 和 会
理事長 小 林 仁 殿

私たちは、社会医療法人明和会の平成 30 会計年度(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記


監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和元年 5 月 13 日

社会医療法人 明和会

監事

吉岡 睦 

監事

高橋 真一 

令和元年5月13日
社会医療法人 明和会
理事会御中

李起昇公認会計士事務所

公認会計士

李起昇



私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人明和会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第61会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、日本国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の社会医療法人明和会計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

社会医療法人明和会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上